

# うるま市消防団員のしおり



令和5年4月改訂

うるま市消防本部警防課

## はじめに

消防の任務は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減すること、あわせて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することにあります。

そして、各市町村では、それぞれ自分の地域を守ることになっており、消防署や消防団を設置しています。

うるま市も、常備消防としての「うるま市消防本部」と非常備消防としての「うるま市消防団」を設置しております。

消防団は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という精神に基づき、消防署に勤務している消防職員とは異なり、生業を持ちながら、「地域住民の生命、身体及び財産を守る」ことを使命として、火災はもちろん、地震や風水害などの災害発生時には消火活動だけでなく、警戒活動や応急救護活動なども行っています。

消防団員は市の非常勤特別職の公務員で、市の条例等に基づき市民の皆さんのご推薦をいただき、市長の承認を得て消防団長が任命しています。

団員を支えているのは、団員一人一人の旺盛な郷土愛護の念とご家族のご協力、更には市民の皆さんの暖かいご支援によるものです。



## 消防団の概要

### 1 消防は市町村の消防機関

消防は市町村の事務とされており、消防機関として消防本部、消防署、消防団のうち全部又は一部を設けなければならないこととされています。(消防組織法第9条)ほとんどの市町村は、消防本部及び消防署(これらを「常備消防」という。)と消防団が併存する消防体制をとっています。

### 2 消防団の設置

消防団は、消防組織法第18条第1項の規定により、条例に基づいて設置されます。本市では、次のとおり設置及び名称等が次のとおり定められています。(うるま市消防団の設置等に関する条例第2条)

名 称	区 域
うるま市消防団	うるま市全域

### 3 消防団の任務

消防とは火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や被害を防ぐ活動さらには事故災害における救助、救出活動など、国民の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対処する活動を言います。消防団の代表的な業務は次のとおりです。(消防力の整備指針第38条第1項)

- (1) 火災の鎮圧に関する業務
- (2) 火災の予防、警戒に関する業務
- (3) 救助に関する業務
- (4) 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務
- (5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務
- (6) 地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務
- (7) 消防団の庶務の処理等の業務
- (8) その他、地域の事情に応じて、特に必要とされる業務

### 4 消防団の特性

消防団の特性は、地域密着性(消防団員は区域内に居住していることから、地域の人々や事情に通じている。)、要員動員力(多数の団員の動員が可能なこと)、即時対応力(区域内に居住していることから、災害の

際に即時に対応が可能なこと)とされています。

## 消防団員の身分、処遇等

消防団は市町村の消防機関ですが、それを支える消防団員は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて参加し、地域住民を守るために日夜を問わず消防活動を行っています。

### 1 消防団員の身分と組織

#### (1) 消防団員は特別職の地方公務員

消防団員は、それぞれ職業を持つかわら、災害時等に消防団員として活動しますが、この消防団員の身分は非常勤の特別職の地方公務員と規定されています。(地方公務員法第3条第3項)

なお、消防団員には、市町村の条例に基づいて、報酬や出動手当てが支給されます。

#### (2) 消防団長及び消防団員

##### ア 消防団長

消防団の長は、消防団長であり、消防団に関する事務を統括し、消防団員を指揮監督します。消防団長は、消防団の推薦に基づき、市長が任命します。(うるま市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第3条第1項)

##### イ 消防団員

消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事します。

消防団長以外の消防団員は、次の資格を有する者のうちから市長の承認を得て消防団長が任命します。(同条例第3条第1項)

(ア) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者

(イ) 年齢18歳以上の者

(ウ) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

##### ウ 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、団員となることはできません。

(同条例第4条)

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

## エ 分限

団長は、団員が次のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを降任し、又は免職することができます。なお、団員は本市の区域外に転住したときは、その身分を失います。(同条例第5条)

- (ア) 勤務実績が良くない場合
- (イ) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (ウ) 団員に必要な適格性を欠く場合
- (エ) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

## カ 懲戒

団長は、団員が次のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができます。(同条例第6条)

- (ア) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき
- (イ) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (ウ) 団員としてふさわしくない非行があったとき

## (3) 消防団員の服務

### ア 遵守事項

団員は、消防業務を遂行する場合には、次の事項を遵守しなければなりません。

- (ア) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身を挺してこれに当たる心構えを持つこと。
- (イ) 規律を厳守し、上司の指揮命令の下に上下一体事に当たること。
- (ウ) 上下同僚間は、互に敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言動を慎しむこと。
- (エ) 職務に関し金品の寄贈、若しくは供応接待を受け、又は請求しないこと。
- (オ) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附金を募集し、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしないこと。
- (カ) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用しないこと。
- (キ) 貸与品その他の備品は、大切に保管し、服務以外においてこれを使用し、若しくは他人に貸与しないこと。
- (ク) 消防団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。

## イ 出動

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事することになります。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに  
出動し、職務に従事しなければなりません。(同条第8条)

## ウ 秘密を守る義務

団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけません。その職を退いた後も、同様となります。(同条第10条)

## エ 出動の際の厳守事項

災害等の現場に出動するとき、又は引き返すときは、次の事項を厳守し、留意しなければなりません。

- (ア) 出動は、別に定める出動計画に基づくほか、特に命ぜられた場合以外は原則として出動しないこと。
- (イ) 消防職員の命により、消防車に乗車するときは、団員以外は乗車させないこと。
- (ウ) 各種災害の発生に伴い、その対応を行う場合には、うるま市消防団活動・安全マニュアルに定めるほか、次表に留意して行うこと。

### ○災害時に出動を命じられた場合の留意事項

(※島嶼地域の団員は、自主防災組織と連携し部隊編成する。)

#### 1、火災への対応

- (1) 原則、団長からの指示により、貸与された服装と資機材で現場へ赴き、管轄の消防現場指揮者に報告を行い、その指揮のもと、活動を行うこと。
- (2) 団長等の指示によらず、火災の情報を独自に入手して自己判断で現場へ出動する際は、団長又は副団長へ報告を行い、貸与された服装と資機材で現場へ赴き、管轄の消防現場指揮者に報告を行い、その指揮のもと、活動を行うこと。活動終了後に管轄の副団長へ報告を行う。
- (3) 前号に定めるほか、他の手段等により、火災現場へ出動する際には、前号までに準じて活動を行うこと。
- (4) 前号までに定める活動終了は、消防現場指揮者の指示により、これを解き、管轄の副団長へ報告を行うこと。  
なお、報告を受けた副団長は、その旨を団長及び消防本部警防課担当職員へ報告を行うこと。
- (5) 出動を命ぜられ、準備中に急な事情により、出動ができなくなったときは、必ず招集を指示した者に報告すること。

#### 2、風水害等への対応

- (1) 団長又は副団長から指示があり、災害現場へ出動する際には、貸与された服装と資機材で現場へ赴き、管轄の消防現場指揮者に報告を行い、その指揮のもと、活動を行うこと。
- (2) 団長等の指示によらず、直接消防職員からの指示で現場へ出動する際は、貸与

された服装と資機材で現場へ赴き、管轄の消防現場指揮者に報告を行い、その指揮のもと、活動を行うこと。活動終了後に管轄の副団長へ報告を行う。

- (3) 消防本部での台風警戒待機を命じられたときには、待機が長期化することも考えられることから、次に掲げる事項に留意すること。

ア 台風警戒待機時には、原則、待機中三食分の自己食糧を準備して行うこと。このときには、余分に準備することが望ましい。

イ 台風警戒待機時には、出動により衣類が汚損する事も考えられることから、原則、待機中自己の衣類を準備して行うこと。このときには、余分に準備することが望ましい。

ウ 前記した事項以外に自己に係る物品は、自己で持参するものとする。

エ 警戒待機を命ぜられ、準備中に急な事情により、待機ができなくなったときは、必ず招集を指示した者に報告すること。

### 3、救急現場への対応

- (1) 救急現場では、差し迫った危険があったときを除き、救急隊長の指示のもと活動すること。
- (2) 通常時（工作中、普通生活）に救急現場に遭遇したときには、出来る限りの応急処置を行い、救急隊に引き継ぐまでこれを継続する。ただし、携帯電話で消防職員から口頭指導があるときは、これに従うこと。
- (3) 救急現場は、その状況により血液汚損などの二次災害も懸念されることから、周囲の確認を怠らず、自ら事故に巻き込まれないよう慎重に行うこと。
- (4) 交通事故現場付近で自ら運転する車両（自家用及び業務車両含む）を停車し活動するときには、救急車などの消防車両や警察車両及び他車両の通行の妨げにならないよう注意すること。

### 4、地震災害時の対応

#### (1) 消防団の活動

消防団は、消防本部及び消防署所と連携し、倒壊した家屋等からの初期の消防活動に努める。また状況に応じて、自主防災組織等の他機関と連携した活動を行う。

#### (2) 避難広報活動

##### ① 情報収集

管轄地域の地震後の被害状況、火災発生の有無等の情報収集を図る。ただし、津波警報等の情報確認ができる環境下のもと、活動を実施する。

##### ② 避難誘導

管轄地域の住民をあらかじめ指定された避難所へ誘導する。

#### (3) 火災現場における活動

##### ① 情報収集

###### ア 視認

火災建物の状況、延焼状況、周囲の人の動きを見て確認する。

###### イ 聞き込み

付近の人々や避難者から要救助者情報を速やかに収集する。

##### ② 避難誘導

安全な場所に短時間に多数の人員を誘導することが原則。広報用マイク、メガホン等を十分に活用し、冷静、的確に安心感を与えるような方法で避難誘導を行う。

③ 搬送

自力で避難できない傷病者を担架等を用いて安全な場所に搬送する。

(4) 震災現場における活動

① 倒壊現場から容易な器具等で救出する際

ア 情報収集により要救助者の有無を確認する。

イ 要救助者等に対し、声掛けを行い、安否の確認を行うとともに元気づけを行う。

② 救出時の留意事項

ア 活動は、任務を明確にして指揮者の統制下で安全管理を徹底し行う。

イ 現場付近全体の安全確保のための監視員を配置する（二次災害防止）。

5、津波発生への対応

(1) 出動準備

原則、津波浸水地域等で活動を行う際は、必ずライフジャケットを着用する。

① 点検・整備を終了し、出動準備が整い次第、消防対策本部からの付与を受け、部隊編成を行い出動する。その際必ず複数人員での編成を行う。

② 出動後は、あらかじめ収集した情報、現場までの経路間の危険箇所、津波の予想到達時間等を考慮し、安全管理の徹底を図る。

(2) 二次災害防止

① 海面監視は行わない。

② 津波は第1波、第2波と押し寄せてくることから、津波警報が解除されるまでは避難先で待機させる。（無理な参集はせず、避難先で可能な活動を行う。）

③ 大規模地震の後には必ず余震があるものと心得ておき、活動中については特に注意する。

④ 安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策であると考え、必要に応じて踏みとどまる勇気を持つことも必要である。

⑤ 常に危機意識を持ち続け、活動部隊の周囲を観察し、危険要素及び行動を排除する。

⑥ 上位階級者となる団員は、指揮下にある団員の体調管理（表情、顔色、疲労度）を常に把握し二次災害防止を徹底する。

(3) 退避の基準

① 津波浸水想定地域で内では、気象庁から津波に係る情報が公表されるまでは、原則として退避を優先する。避難誘導等の活動をする場合においては遅くとも、気象庁が発表する津波到達予想時刻の30分前までには避難を完了すること。

② 避難誘導等の活動をする場合において、隊長等は「津波到達予想時刻」や「退避に要する時間」等から活動可能時間を設定し、活動する

ことを原則とする。

- ③ 隊長等は活動可能時間の経過前であっても、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、直ちに避難命令を出す。
- ④ 退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや拡声器を含め、複数の情報伝達手段をあらかじめ定めておき、団員に周知する。
- ⑤ 女性消防団員の震災時の活動について  
女性消防団員の震災時における任務は避難所運営とする。避難所での活動においても二次災害の発生に十分注意し安全管理に努める。(食料・救援物資の配給、収納スペースの確保、応急手当など)

#### オ 管轄区域外出動

消防長の許可を受けないで管轄区域（市域）外の水火災現場に出動することはできません。ただし、管轄区域を確認できない場合の出動については、この限りではありません。

#### (4) 消防団員に対する災害補償等

市では、団員が災害現場等での事故発生に対する災害補償や退団したときの退職報償など、次のような補償等を行っています。

##### ア 沖縄県市町村総合事務組合（消防団員等公務災害補償等）

この組合には、本市をはじめ65の市町村等（一部事務組合及び広域連合含む。）が加入しており、団員が消防活動中に災害を受けた場合における療養補償、休業補償又は身体に障害が生じるようになったとき、死亡したときの見舞い、遺族に対する補償、その他永年勤続者に対する退職報償などの事務を共同処理しています。

##### イ 消防団員福祉共済制度

この制度は、日本消防協会が消防団員が死亡又は一定の障害を受けた場合に、その家族の生活を守るための共済制度の確立を目的として自主事業として実施しています。

市では、この共済にも加入しており、その支給内容は別表7のようになっています。

## 2 消防団員に関する条例、規則等（うるま市のホームページから参照ください。）

- ① うるま市消防団の設置等に関する条例(平成17年条例第161号)
- ② うるま市消防団規則(平成28年規則第34号)※全部改正
- ③ うるま市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(平成17年条例第162号)
- ④ うるま市消防団員の階級に関する規則(平成17年規則第178号)

- ⑤ うるま市消防団員の服制に関する規則(平成17年規則第179号)
- ⑥ うるま市消防団員被服貸与規則(平成17年規則第180号)
- ⑦ うるま市消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成28年うるま市消防本部告示第4号)

号)

③うるま市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

平成17年4月1日  
条例第162号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、うるま市非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他について定めるものとする。

(定員)

第2条 団員の定数は、137人とする。

(任用)

第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第3条第1号に該当しなくなったとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、市規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。ただし、年1回も職務に従事しないときは、報酬は支給しない。

2 団員が災害、警戒、訓練、会議等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める出勤に係る報酬を支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が災害、警戒、訓練、会議等の職務に従事する場合においては、費用弁償を支給するものとし、その額は、非常勤の特別職の職員の例とする。

2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、団長及び副団長については消防長相当職、その他の団員については一般職相当職とみなし費用弁償を支給する。

3 報酬及び費用弁償の支給方法については、非常勤の特別職の職員の例による。  
(公務災害補償)

第14条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、沖縄県市町村総合事務組合の非常勤消防団員等公務災害補償条例(昭和63年沖縄県市町村総合事務組合条例第4号)の定めるところによる。  
(退職報償金)

第15条 団員が退職した場合は、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、沖縄県市町村総合事務組合の非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する条例(昭和63年沖縄県市町村総合事務組合条例第5号)の定めるところによる。  
(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の具志川市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(昭和47年具志川市条例第36号)若しくは石川市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(昭和47年石川市条例第18号)又は解散前の与勝消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(昭和50年与勝事務組合条例第16号)(次項においてこれらを「合併等前の条例」という。)の規定に

よりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併等前の条例の例による。

附 則(平成18年12月25日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例による改正後のうるま市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例別表第2の規定は、施行の日以後に活動を開始したものから適用し、この条例の施行の前日に活動を開始したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月21日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第12条関係)

区 分	報酬額(年額)
団 長	81,000円
副団長	66,000円
分団長	50,400円
副分団長	42,000円
部長	37,500円
班長	37,000円
団員	36,500円

別表第2(第12条関係)

区 分	出勤に係る報酬の額(1日につき)	
	4時間未満	4時間以上
災害及び災害に係る警戒の場合	4,000円	8,000円
訓練、会議等の場合	3,000円	6,000円

別表第3(第2条関係)貸与被服等

品目	数量	更新基準
制帽	1 個	毀損等使用不能時に更新する。
活動帽（アポロキャップ型）	1 個	毀損等使用不能時に更新する。
防火服上衣	1 組	毀損等使用不能時に更新する。
夏服上衣（半そで）	1 組	毀損等使用不能時に更新する。
活動服	1 組	毀損等使用不能時に更新する。
ネクタイ	1 本	毀損等使用不能時に更新する。
白手袋	1 組	毀損等使用不能時に更新する。
ベルト	2 本	毀損等使用不能時に更新する。
半長靴	1 足	毀損等使用不能時に更新する。
階級章	1 個	毀損等使用不能時又は階級が変更となる場合に更新する。
その他消防団長が必要と認めたもの		

### 3 消防団員と消防吏員の階級章

消防団員と消防吏員（消防署員）は、消火活動や救助活動において、いわゆる部隊行動をとり厳格な指揮系統のもとで活動する必要があるため、階級が定められています。

階級章は正装や作業服の胸などにつけられますが、その他制帽の周章や制服の袖章も階級によって異なり識別ができます。

#### 消防団員の階級

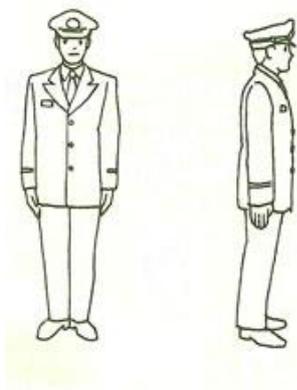
団長	副団長	分団長	副分団長
部長	班長	団員	

## 4 消防訓練礼式の基本動作（停止の間の基本動作）

消防の任務を遂行するには、厳正な規律の保持と、迅速で的確な秩序ある行動が必要とされているため、消防団員には一定の訓練礼式の練習が義務付けされています。

### 《基本の姿勢》

基本の姿勢は、隊員の動作において基本となる姿勢であり、厳正かつ端正にして、しかも気力が充実し、いかなる号令にも直ちに応じえられるものでなければなりません。

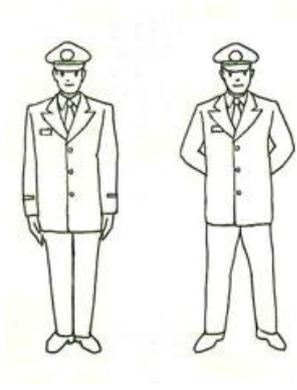


- 目は前方を直視し、動かさない
- あごを引く。
- 肩はやや後ろに引き、一様に下げる。
- 胸を張る。
- 手のひらをももにつける。
- 両かかとを同一線上にそろえてつけ、両足先は 60 度を開いて等しく外に向ける。（足先を開き過ぎないように注意）

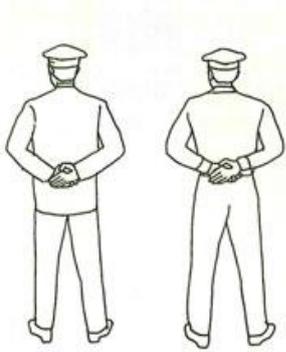
### 《休めの姿勢》

休めの姿勢は、「整列休め」及び「休め」の 2 とおりとし、休めの姿勢をとらせるには、「整列－休め」または「休め」の号令をかけます。

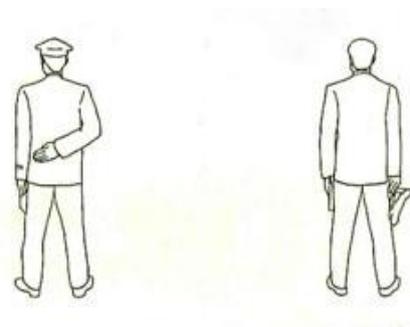
#### 整列休め



- 基本の姿勢から「整列、休め」の号令で、左足を 25 センチ左へ活発に開き、体重を左右の足に平均にかける。（女性隊員は 20 センチ）
- 同時に、手は後ろでズボンのバンド中央に重ねて組む。
- ひざは軽く伸ばす。

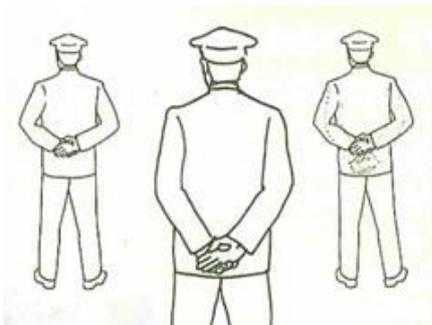


- 両手はバンド中央に重ねて組む。
- 手のひらは後ろに向けて開き、左手の親指と四指を軽く握り、両親指を交差させる。

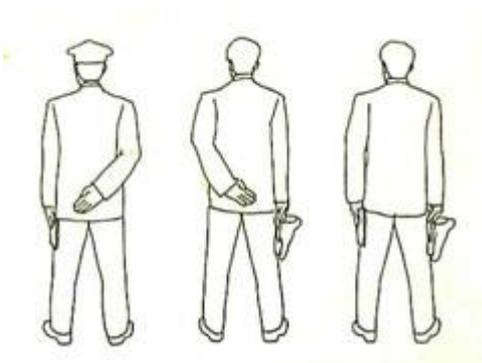


- 左手に所持または右手に帽子所持：所持している手を自然にたれる。所持していない手を後ろ手にする。
- 両手に所持：手は自然にたれたまま。

#### 休め



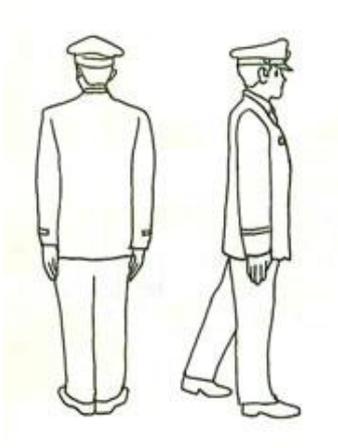
- 「整列休め」の姿勢からひじを軽く伸ばし、組んだ手をそのまま自然に下げた状態が、「休め」の姿勢となる。



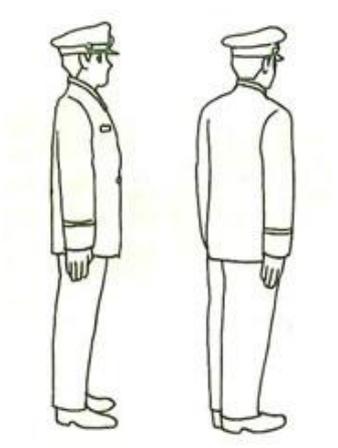
- 左手に所持または右手に帽子所持：後ろ手に下手を自然に下げる。

#### 右（左）向け・半ば右（左）向けの動作

隊員を右（左）向き半ば右（左）向きに方向転換する必要が生じたときに行う。



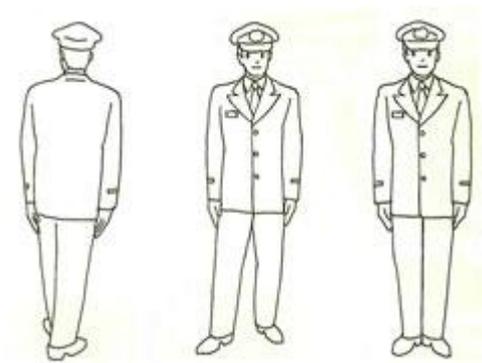
- 右（左）向けをさせるには、「右（左）向け、右（左）」の号令をかける。
- 右踵と左爪先を軸に右へ 90 度（半ば右向けの場合は 45 度）回転する。



- 半ば右（左）向けをさせるには、「半ば右（左）向け、右（左）」の号令をかける。
- 左足を引きつけ、左踵を右踵につけ、同一線上に揃える。

### 後ろ向き（回れ右）

隊員を後ろ向きに方向転換する必要があるときに行う。



- 後ろ向きをさせるには「まわれ、右」の号令をかける。
- 右足後方引き：基本の姿勢から、右足をそのままの角度で、足先が左踵から 5 センチとなる位置まで、後方に引く。
- 旋回：両踵を軸に 180 度右へ旋回する。（旋回する時、手をももから離さない）
- 右足引付後：右踵を活発に左踵に引きつける。

様式1



# 消防団の組織概要

令和5年4月1日現在

都道府県名	沖縄県	所在地	〒904-2224		
市町村名	うるま市		沖縄県うるま市字大田44番地1		
消防団事務所管	うるま市消防本部 警防課	電話番号(直通)	098-975-2006	FAX	098-973-8313
消防団名	うるま市消防団	メールアドレス	syo-keibouka@city.uruma.lg.jp		

組織	分団数	13	分団	ホームページURL	<a href="http://www.city.uruma.lg.jp">http://www.city.uruma.lg.jp</a>
	うち機能別分団数	#REF!	分団	SNSアカウント	
	方面隊数	#REF!	隊		
	部数	13	部	消防団活動事例・PR等	
	班数	12	班		
団員数	条例定数	137	人		
	実員数	102	人		
	男性団員数	72	人		
	女性団員数	30	人		
	基本団員数	90	人		
	大規模災害団員数	0	人		
	その他の機能別団員数	12	人		
	職業構成別団員数				
国家公務員	#REF!	人			
地方公務員	5	人			
都道府県職員	0	人			
市区町村等職員	5	人			
特殊法人等公務員に準ずる職員	0	人			
農協職員	#REF!	人			
日本郵政グループ	#REF!	人			
その他	84	人			
ポンプ	普通消防ポンプ自動車		台		
	水槽付消防ポンプ自動車		台		
	小型動力ポンプ付積載車	2	台		
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	2	台		
	手引き動力ポンプ		台		
年額報酬	報酬額(階級:団員)	年額	36,500	円	
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円	
出動報酬	火災	#REF!	円		
	風水害等の災害	#REF!	円		

※1:「消防団の組織概要等の調査」による

※2: 出動手当について、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。

もっとも、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。

※3: 詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。



消防団担当連絡先

うるま市消防本部警防課内警防係

電話 098-975-2006

FAX 098-973-8313

E-mail [syo-keibouka@city.uruma.lg.jp](mailto:syo-keibouka@city.uruma.lg.jp)